

第一次産業スポットワークを活用した南部地域での多様で柔軟な働き方の確立 に向けた実証業務委託仕様書

1 委託業務名

第一次産業スポットワークを活用した南部地域での多様で柔軟な働き方の確立に向けた実証業務委託

※本事業において、地域の区分は以下のとおりとする。

南部地域：伊勢市、尾鷲市、鳥羽市、熊野市、志摩市、大台町、玉城町、
度会町、大紀町、南伊勢町、紀北町、御浜町、紀宝町（計13市町）

うち伊勢志摩地域：伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、南伊勢町（計6市町）

うち紀勢・東紀州地域：大台町、大紀町、尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、
紀宝町（計7市町）

2 履行期間

契約の日から令和8年3月6日（金）まで

3 業務の目的および概要

第一次産業は南部地域の主要な産業の1つであるものの、従事者の高齢化等による担い手不足や農繁期の人手不足が課題となっている。一方、全国的に見れば、近年、働き方が多様化し、副業・兼業が可能な企業や自治体、フリーランス等の増加のほか、時間を有効に活用したいと考える方々によるスポットワーク（※）等の働き方も増えている。

本県では、令和5年12月に策定した「三重県南部地域振興プラン」において、人手不足の解消に役立つとともに安定的に収入を得る仕組みの導入を検討し、地域での定住促進や地域産業の活力向上に向けて取り組んでいくことを整理した。これに基づき、令和6年度、全国の先進事例を調査したところ、第一次産業に特化したスポットワークのマッチングサービス（以下、「サービス」という。）を活用して地域内の働き手を確保し、繁忙期の人手不足を補うことに成功している事例を確認した（調査概要は「5 参考（1）令和6年度調査の概要」を参照のこと）。

そこで、南部地域においても同様のサービスを活用し、その利用促進に取り組むことで、繁忙期の人手不足を補うとともに、第一次産業を副業・兼業とする南部地域ならではの多様で柔軟な働き方を確立することをめざし、本実証に取り組むものである。

※スポットワーク・・・特定の時間や日程を限定して短時間・単発の仕事をする働き方。

働き手と雇用主の間に継続的な雇用関係はなく、必要なときだけ契約が成立する特徴をもつ。

4 業務の明細

（1）第一次産業スポットワークの利用促進の取組

①受入農業者向け導入説明会の開催

ア) 南部地域においてスポットワークの導入を促進するため、働き手を受け入れたいと考える農業者（個人、法人を問わず、広く農家を指すものとする。）に対し、導入説明会を開催すること。

【導入説明会の条件】

- ・開催回数は伊勢志摩地域を会場として実施するもの、および紀勢・東紀州地域を会場として実施するものをそれぞれ2回以上、合計4回以上とする。
- ・説明会の主な構成は、
 - i) 働き手を受け入れるにあたって必要な基本的知識（最低賃金の支払いや労災保険の加入、労働条件の明示等）についての説明
 - ii) サービスの概要や導入方法の説明の2段構成とする。
- ・原則として対面形式での開催とし、オンラインでの参加も可能とすること。その場合、必要な機材等の準備や設定は受託事業者が行うこと。
- ・説明会で紹介するサービスは、原則としてKamakura Industries 株式会社が運営する「daywork」とする。なお、事業目的を達成するために効果的と考えられる場合は、「daywork」に加え、これ以外のサービスも紹介することは妨げないが、その場合、県と協議のうえ決定することとする。

イ) 説明会の募集チラシ（電子チラシ可）を作成・配布すること。

ウ) 導入説明会の会場は受託者が確保すること（参加者が20名以上入れる広さとする。）。また、当日の運営・進行を行うこと。

エ) サービスの説明は、原則としてサービス運営企業が行うよう調整すること（オンラインでの説明も可とする）。

オ) 働き手を受け入れるにあたって必要となる基本的知識に関する説明は、社会保険労務士等の専門家を招へいして実施すること（オンラインでの説明は不可とする）。

②作業動画、手引きの作成

ア) 働き手が応募しやすくするため、スポットワークで従事する代表的な作業（例：収穫、摘果、袋掛け等）の動画を作成すること。なお、撮影する作業の内容については、三重県と協議のうえ決定することとする。

【撮影本数】 4本以上

【ファイル形式】 mp4

【動画の長さ】 1動画あたり2～3分程度

イ) サービス運営企業から必要な情報を入手し、サービスを利用するための簡単な手引き（農業者用、働き手用）を作成すること。

ウ) ア) 及びイ) は、三重県公式HP（南部地域振興企画課のページまたは三重県移住・交流ポータルサイト「美し三重においなき」、以下同じ。）に掲載または配布することを想定している。そのため、作成にあたっては、肖像権、著作権の問題が生じないようにすること。また、これにかかる許諾が必要な場合は、費用の支払いも含め、一切の手続きを受託事業者の負担により行うこと。

③体験レポート用データ作成

ア) モデルケースとして紹介するため、働き手が実際にサービスを使ってスポットワークに取り組む様子取材し、体験レポート用データ(テキスト、写真)を作成すること。なお、本データは県で必要な加工を施したうえで、体験レポート記事として三重県公式HPに掲載することを想定しているため、掲載に適したデータで納品すること。

【体験レポートの数】2本以上

【文字数】(1本あたり)1,500~3,000文字程度

【写真の数】(1本あたり)10~15枚程度

【体験レポートの構成例】サービス登録の様子→当日の作業の様子→作業後の感想

【校正】2回以上

【納品データ】テキスト:word 写真:jpeg

イ) レポートに登場する働き手や受入農業者への取材・掲載許可は受託者において得るとともに、掲載協力にかかる謝礼を支払うこと。また、肖像権、著作権の問題が生じないようにし、これにかかる許諾が必要な場合は、費用の支払いも含め、一切の手続きを受託事業者の負担により行うこと。

ウ) 本体験レポート用データの納品は④の利用促進キャンペーンの実施2週間前までとする。

④利用促進キャンペーンの実施

ア) 働き手に対し、サービスの利用促進を目的としたキャンペーンを展開すること。キャンペーンの内容は以下を想定するが、これに代えて、より効果的な内容を提案のうえ実施することは妨げない。

【想定】キャンペーン期間中、複数回、本事業で推奨するサービスを利用してスポットワークに従事した方に、抽選で南部地域の農産品をプレゼントする。

※この場合において、プレゼントする南部地域の農産品は受託事業者の負担により調達すること。

イ) キャンペーンの実施にあたっては、本事業が「南部地域内で第一次産業を副業・兼業とする働き方を促進する取組」であることを念頭に置きながら、これに合致するターゲット層に適した広告媒体(チラシ、web広告、SNS広告など)を活用し、効果的なPRを行うこと。なお、各種広告からのランディングページは、三重県公式HPとすることを想定している。

ウ) その他、広告に必要なアカウント等の取得、キャンペーン申込の仕組み構築、申込受付、商品の発送など、キャンペーンに関連する一連の業務は受託事業者が行うこと。

※留意事項(参加者数について)

本事業における参加者数の下限は以下のとおりとする。それぞれの達成に向けて、自らが有する広報媒体を活用する等、委託料の範囲内で効果的な周知・広報を実施すること。

導入説明会に参加する農業者（4回合計）	（実数）20者以上
導入説明会で紹介するサービスを使って求人募集をする農業者	（実数）10者以上
導入説明会で紹介するサービスを使ってスポットワークに参加する働き手	（実数）40名以上

（２）独自提案取組

ア）（１）のほか、本事業の目的を達成するうえで効果的と考えられる提案があれば、積極的に行うこと。なお、提案の実施に係る費用は、本契約の範囲内で賄うものとする。

（３）効果検証

ア）（１）の取組（（２）の独自提案取組がある場合は、これを含む）を実施し、検証を行うのに十分な期間を確保したうえで本事業の効果を検証すること。

イ）効果検証にあたっては、受入農業者、働き手の双方にスポットワークについての感想や実施したキャンペーン等についてアンケートやヒアリングを実施するほか、必要なデータを収集し、整理すること。

ウ）アンケートやヒアリングの回答、各種データを踏まえ、本事業における各種取組の効果や改善すべきポイント、さらなる利用促進策等について考察すること。

5 参考

（１）令和6年度調査の概要

- ▶ 南部地域においては、農業者側の労働力確保への関心が一定数存在し、働き手側でも農業スポットワークに対する興味を確認された。このことから、南部地域でもスキマ時間を活用した働き方の仕組みづくりが成立する可能性がある。
- ▶ 仕組みづくりに取り組む場合の手法は、「daywork」などの既存の農業特化型アプリが推奨される。他県での取り組み事例が多く、導入の際に成功要因や課題を多面的に検討することが可能であることに加え、新規開発不要で導入のハードルが低く、時間を大幅に短縮できる。さらに、無料のアプリであれば利用者の負担もない。
- ▶ 農業者側に一時的な労働力の確保に需要がある一方で、既存の地域ネットワークを活用した人材確保に依存しているケース、スポットワークの認知度が低いケース、スポットワークを活用したことがあるが継続利用されていないケースなどがある。現状、農業者と働き手双方にスポットワークに関する情報が不足しており、導入支援や広報活動が必要である。
- ▶ 他県の成功事例では、WEB 広告や SNS、チラシを利用して多くの働き手を確保している。これに倣い、自治体のホームページや SNS を活用したアプリの PR のほか、利用方法、農業スポットワークの基本情報等の多面的な発信をすることが重要である。また、具体的な仕事内容を明確にし、働き手とのミスマッチを防ぐことが望ましい。
- ▶ アプリに関し、現状、南部地域の農業者（仕事）の登録が少ないため、農業者向けの説明会を開催し、仕事の登録を促進することも検討が必要である。また、問い合わせ

窓口の設置やトラブル発生時の対応フロー明確化のほか、契約内容や作業条件を明確にしてトラブルの未然防止を図ることも重要である。

(2) 各参考 HP

三重県公式 HP (南部地域振興企画課)	https://www.pref.mie.lg.jp/NANBU/HP/index.htm
三重県移住・交流ポータルサイト「美し三重においさないさ」	https://www.ijyu.pref.mie.lg.jp/
daywork (Kamakura Industries 株式会社)	https://day.work/

6 業務実施上の条件

- (1) 委託業務の実施にあたって、契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と協議を重ねながら実施するものとする。そのため、協議の結果、提案内容と業務実施内容とが異なる場合がある。
- (2) 肖像権・著作権に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託事業者が必要な処理を行うものとする。
- (3) 本契約に基づく成果物の所有権は、三重県へ成果物の引き渡し完了したときに三重県に移転するものとし、成果物の著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)は、成果物の引き渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。また、著作者は、成果物に係る著作者人格権を将来にわたって一切行使しないものとする。ただし、上記以外に有効な手法がある場合には、適宜提案すること。なお、使用に関して条件や制限があるものについては、その都度両方で別途協議するものとする。
- (4) 契約にあたり、原則として業務の再委託は認めない。ただし、三重県の承諾を得たうえで業務の一部を再委託する場合はこの限りでない。
- (5) 委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (6) 委託業務を通じて取得した個人情報については、個人情報の保護に関する法律の適用を受けるものとする。
- (7) 受託事業者は、受託業務の履行にあたり、自己の責めに帰すべき理由により偽造又は不正取引等で三重県に損害を与えたときは、その損害の責めを負うものとする。
- (8) 受託事業者は、委託業務の履行にあたり、受託事業者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合は、その賠償の責めを負うものとする。
- (9) 三重県は、必要に応じ、受託先を訪問し状況確認を行うとともに、実地及び書面による検査を実施することができるものとする。
- (10) 三重県が受託事業者を決定した後、委託契約にあたり、仕様書に定める事項及び仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく三重県と協議を行うものとする。

7 納品する成果物及び提出期限等

(1) 成果物

①事業実施報告書、参考資料一式 2部

※報告書には4(1)で取り組んだ内容や結果を整理して記載すること(同(2)の独自提案取組がある場合は、それについても記載すること)。また、同(3)の効果検証について、実施したアンケートやヒアリング結果、各種データを整理し、論理的に考察してまとめること。

②①にかかる電子データ(pdf形式)

(2) 提出期限 令和8年3月6日(金)

(3) 提出場所 三重県 地域連携・交通部 南部地域振興局 南部地域振興企画課